

がけ・擁壁の改修助成

建物の除却助成との併用が可能です。



崩壊により周りに被害が及ぶおそれのあるがけの改修工事が対象。

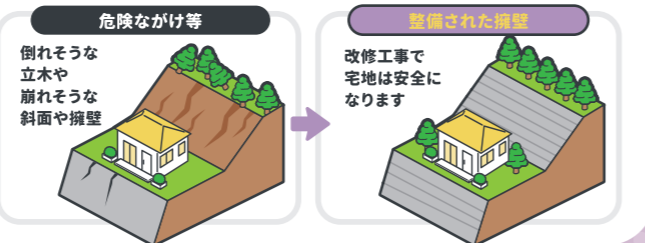
要件

- ①高さ2mを超えるがけ・擁壁で、工作物申請が必要なもの
- ②がけ等の下端からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に、住宅等の建築物が存在するなど、崩壊により住宅等の建築物に被害が及ぶおそれのあるがけ等

※ 擁壁を車庫、地下室等の壁と兼用する場合は、この部分について助成の対象外

以下は助成の対象にはなりません。

- 不動産の譲渡又は貸付を目的とし、当該事業のため所有するがけ等
- 狭あい道路整備拡幅整備事業における既存擁壁の撤去又は擁壁の設置にかかわる助成金を受ける場合



改修費用
50%
上限100万円

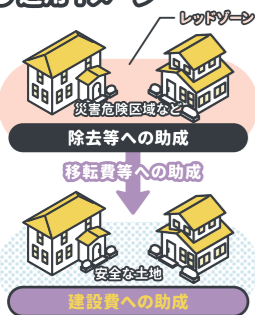
がけ地近接等危険住宅移転事業助成

土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にある危険住宅を除却し移転する方が対象。

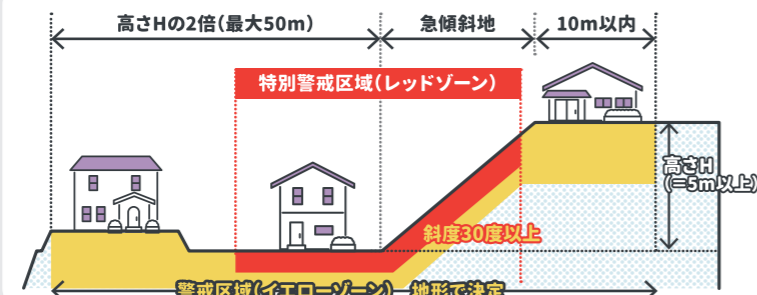
要件

- ①助成対象建築物に専ら居住する個人又は法人(借家等の場合は、所有者の承諾が必要)
- ②助成対象者が除却・移転等の費用を支払うこと
- ③土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築されており土砂災害への構造耐力上の安全性を有していない建物であること
- ④居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること
- ⑤住民税・固定資産税を滞納していないこと

○適用イメージ



○土砂災害特別警戒区域とは?



除却費用
全額
上限97万5千円

+
移転先の
住宅等取得費
(利息相当額)
建物上限**325万円**
土地上限 **96万円**
借入利率限度
年8.5%となります。

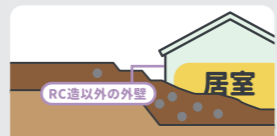
住宅・建築物土砂災害対策改修助成

土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にある住宅・建築物等の土砂災害対策改修工事を行う方が対象。

要件

- ①土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築されていて土砂災害への構造耐力上の安全性を有していないこと
- ②土砂災害対策改修を行い、土砂災害に安全な構造となること(建築基準法施行令第80条の3に適合すること)
- ③住民税・固定資産税を滞納していないこと

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



工事費用
23%
上限77万2千円

目黒区

ブロック塀等 建替え工事助成

道路沿いで安全性の確認できないブロック塀等の除却工事及び除却したブロック塀等の代わりに、メッシュフェンス等に建替える工事に助成し、災害に強いまちづくりを推進します。



ブロック塀等建替え工事

既存のブロック塀等を解体・撤去すると共に、
軽量フェンスを新設する工事
※建物の解体・新築に伴う工事は対象外

まずは二次元コード
から仮受付をお願い
します



助成内容 以下のいずれか低い額

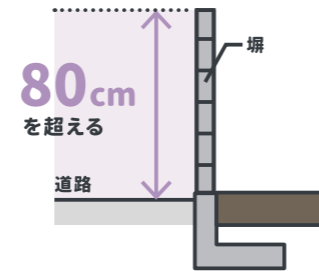
- 塀等の長さ1mあたり1万8千円
- 建替え工事費用の50%
- 上限40万円

**新設工事の
設計及び
工事監理費用**
上限15万円

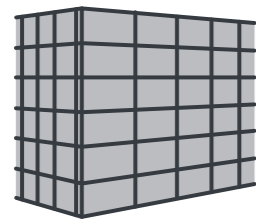


除却について

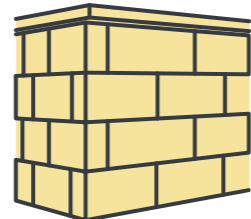
- ▶ 助成対象** 下記の項目をすべて満たすものが対象
- 道路沿いの塀および道路内に倒壊のおそれのあるもの
 - 安全性が確認できないもの
 - 道路からの高さが80cmを超えるもの(右図参照)
 - 道路に面する部分をすべて撤去すること
 - 住民税・固定資産税に未納がないこと



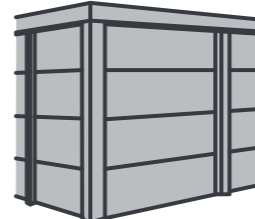
補強コンクリートブロック塀



組積造の塀(石塀など)



万年塀



除却のみの助成も可能です

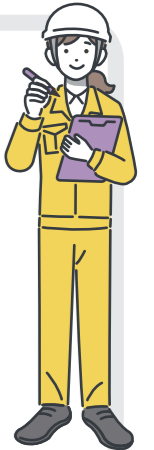
助成内容

- 以下のいずれか低い額
- 塀等の長さ1mあたり9千円
 - 除却工事費用の50%
 - 上限20万円

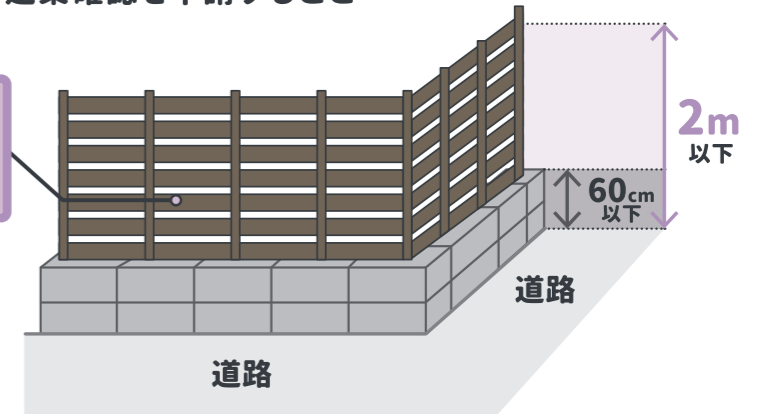


新設について

- ▶ 助成対象** 下記の項目をすべて満たすものが対象
- ブロック塀等除却後、その範囲以内において軽量フェンスを新設する工事
 - 建築基準法、建築基準法関係規定及び東京都建築安全条例に適合した工事
 - 高さが2m以下のもの
 - 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造は、高さ60cm以下とし、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と同等の構造強度を持つもの
 - 住民税・固定資産税に未納がないこと
 - 建築物に附属する塀の場合、建築確認を申請すること

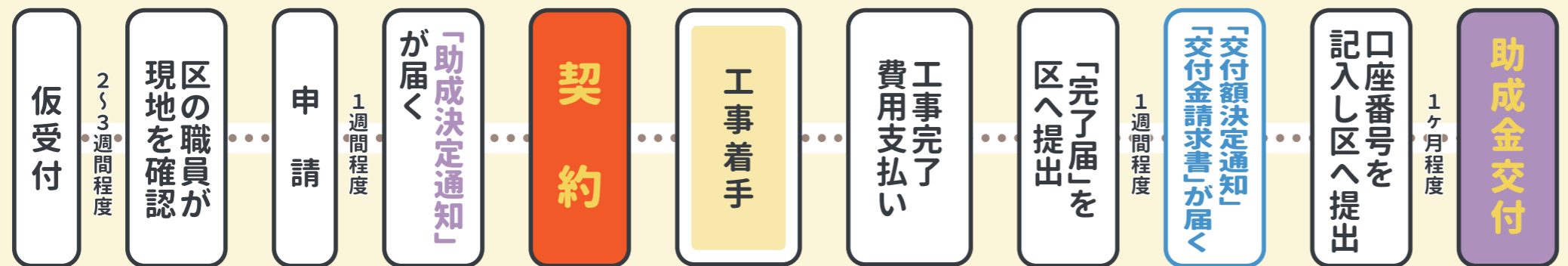


メッシュフェンス、格子フェンス、目隠しフェンス等
フェンスの頂部から基礎部分までの柱が一体的に構成された軽量なもの



道路沿いで安全性の確認できないブロック塀等の除却工事及び除却したブロック塀等の代わりに、メッシュフェンス等に建替える工事に助成し、災害に強いまちづくりを推進します。

手続きの流れ



ブロック塀等建替え工事助成に関する窓口

- 二項道路の拡幅整備について
建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係 TEL.03-5722-9729
- 生け垣等植栽(道路沿い)に伴う既存塀撤去費用の一部助成
みどり土木政策課 みどりの係 TEL.03-5722-9359
- 住宅修築資金融資あっせん(ブロック塀等除却工事等助成の対象となったもの)
住宅課 居住支援係 TEL.03-5722-9878
- 建築確認申請について
建築課 建築指導係 TEL.03-5722-9637